第一項の項までの規定中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同表第四十五条の二第五項の項中「又は」を「、患者申出療養若しくは」に改め、同表第五十二条第五項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第二十八条の六第二項の表第三十六条第四項の項を削る。

第二十九条の二第一項第一号ハ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

附則第一条の三中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

附則第一条の四の表中

| | |
|---|---|
| 第十九条第一項 | 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） |
| 第七十三条第一項 | 附則第二十二条の規定により読み替え |
| 第一項 | 、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等 |
| 同項 | 法附則第二十二条の規定により読み替え |

を

| | |
|---|---|
| 第十九条第一項第一号 | 第七十三条第一項 | 附則第二十二条の規定により読み替え |
| 第十九条第一項第二号 | 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。） | 第七十三条第一項 | 附則第二十二条の規定により読み替え |
| | 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。） | 、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） | 、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。） |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 第十九条第二項 | 後期高齢者支援金等 | 病床転換支援金等 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第十九条第二項第一号 | 第七十三条第一項 | 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項 |
| 第十九条第二項第二号 | 及び後期高齢者支援金等 | 、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等 |
| | 第七十三条第一項 | 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項 |
| | 及び後期高齢者支援金並びに | 、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに |
| 第十九条第三項 | 後期高齢者支援金等 | 病床転換支援金等 |

に改め、同表第二十条第三項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 高齢者支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） | 高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。） | 高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。） |
| 第七十三条第一項 | 第七十三条第一項 | 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項 |
| 第十九条第一項第二号 | 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。） | 、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） |
| 第十九条第一項第一号 | 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。） | 、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。） |
| 第十九条第一項 | 後期高齢者支援金等 | 後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） |
| 第七十三条第一項 | 後期高齢者支援金等 | 後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） |
| 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項 | 後期高齢者支援金等 | 後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。） |